

輸入貨物の容器の費用及び包装に要する費用に係る取扱い

輸入貨物の容器の費用及び包装に要する費用の取扱いは、関税定率法基本通達4-10及び4-11に定めていますが、買手により無償で又は値引きをして提供される容器及び包装に要する費用につきまして、以下も参考にしてください。

1 関税定率法基本通達4-10に定める輸入貨物の容器について

- ・ 通達4-10における「容器」には、例えば、貨物の発送・運搬において使用されるカートンボックスや木箱が含まれます。
- ・ 包装材料については、関税定率法第4条第1項第2号ロに規定する「容器」には該当せず、同項第2号ハに掲げる「包装」又は第3号イの物品に該当します。

2 関税定率法第4条第1項第3号イに該当する容器について

- ・ 通達4-10で関税定率法第4条第1項第3号に掲げる物品に該当するとされている輸入貨物の容器とは、同号イに該当する輸入貨物の一部を構成するものであり、買手により無償で又は値引きをして提供されるものをいいます。例えば、小売用容器がこれに該当します。
- ・ 加工賃方式による逆委託加工貿易取引により外国において加工された貨物が輸入される場合に、当該貨物に組み込まれる容器が委託者により受託者へ無償で提供される場合も同様です。

3 関税定率法第4条第1項第2号ロに該当する容器について

- ・ 貨物を運搬するために必要な梱包に使用される包装容器（カートンボックス等）が買手により無償で又は値引きをして提供される場合には、当該包装容器は、関税定率法第4条第1項第2号ロに掲げる輸入貨物の容器に該当します。
- ・ 買手により無償で又は値引きをして提供された当該包装容器は、通常、輸入貨物に組み込まれているものとは認められませんので、関税定率法第4条第1項第3号イに掲げる物品には該当しません。

4 関税定率法基本通達4-11に定める輸入貨物の包装について

- ・ 通達4-11における物品としての「包装」とは、関税定率法別表関税率表の解釈に関する通則5の規定により「当該物品に含まれる」とされたる包装材料をいいます（同法等の規定により、関税が軽減され又は免税されるものを除く。）。
- ・ 具体的には、ダンボール紙、緩衝材、包装紙、プラスチック製袋、保冷剤等です。

5 関税定率法第4条第1項第3号イに該当する包装について

- ・ 包装材料が買手により無償で又は値引きをして提供され、輸入貨物に組み込まれているもの（例えば、売手と買手との売買の対象とされている貨物の一部を構成するもの）である場合は、当該包装材料は関税定率法第4条第1項第3号イに掲げる物品に該当します。

6 関税定率法第4条第1項第2号ハに該当する包装材料について

- ・ 買手により無償で又は値引きをして提供された包装材料が輸入貨物に組み込まれていると認められない場合（例えば、貨物の運搬用のカートンボックス内に当該貨物と同梱される緩衝材、乾燥剤や保冷剤）は、当該包装材料は、関税定率法第4条第1項第2号ハに掲げる包装に該当します。